別表六の二(二)付表の表を次のように改める。

別表六の二（二）付表　各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

連結事業年度	・　・	法人名	（　　）

区分				国外所得対応分 ①	①のうち非課税所得分 ②
当期の個別控除対象外国法人税額（別表六（二の二）「21」）			1	円	
当期の連結控除限度個別帰属額の計算	当期の連結控除限度額（別表六の二(二)「15」）		2		
	当期の個別調整国外所得金額	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額（別表六(二)付表一「25」）	3		
		その他の国外源泉所得に係る所得の金額（43の①）	4		
		(3)＋(4)（マイナスの場合は0）	5		
		非課税国外所得の金額（(43の②)＋別表六(二)付表一「26」）（マイナスの場合は0）	6		
		(5)－(6)（マイナスの場合は0）	7		
		別表六の二（二）「12」の金額	8		
		調整連結国外所得金額（別表六の二(二)「14」）	9		
		(9)　×　(7)/(8)	10		
		個別調整国外所得金額（(7)と(10)のうち少ない金額）	11		
	各連結法人の個別調整国外所得金額の合計額（各連結法人の(11)の合計）		12		
	連結控除限度個別帰属額　(2)　×　(11)/(12)		13		
当期に控除できる金額の計算	法第81条の15第1項により控除できる金額（(1)と(13)のうち少ない金額）		14		
	法第81条の15第2項により控除できる金額（別表六(三)「30の②」）		15		
	法第81条の15第3項により控除できる金額（別表六(三)「34の②」）		16		
	計　(14)＋(15)＋(16)		17		
個別帰属額(17)			18		
当期のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算	その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額		19	円	円
	加算	納付した個別控除対象外国法人税額	20		
		交際費等の損金不算入額の個別帰属額	21		
		貸倒引当金の戻入額	22		
			23		
			24		
			25		
			26		
			27		
			28		
			29		
			30		
		小計	31		
	減算	貸倒引当金の繰入額	32		
			33		
			34		
			35		
			36		
			37		
			38		
			39		
			40		
			41		
		小計	42		
	計　(19)＋(31)－(42)		43		

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六の二(二)付表の記載要領を同第1号の次に次の3号を加える。

2　「当期のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算」の各欄は、その他の国外源泉所得（令第155条の27の2第2号（連結国外所得金額）に掲げる国外源泉所得をいう。第4号において同じ。）に係る所得の金額について記載すること。この場合において、当該各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

3　「①のうち非課税所得分　②」の各欄は、令第155条の28第3項（連結控除限度額の計算）に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載すること。

4　「納付した個別控除対象外国法人税額　⑳」の欄は、別表六(二の二)の「7」の金額のうち、その他の国外源泉所得に係る部分の金額を記載すること。